●福祉タクシー券のご利用についての注意点●

○ 福祉タクシー券を交付された方以外の利用はできません。

○ 1回の利用枚数に制限はありませんが、300円以下の支払いの際は現金でお支払いください。

タクシー料金の支払いにおいて乗車券を使用し、３００円未満の端数が出た場合は、その端数の金額は現金でお支払いください。

【タクシー料金が１，０００円の場合】

・乗車券３枚（９００円分）をご利用いただき、残りの１００円を現金でお支払いください。

・乗車券４枚（１，２００円分）を利用して、２００円のおつりをもらうことはできません。

・乗車券４枚（１，２００円分）を利用して、２００円分のおつりをもらわないこともできません。

○身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方のご利用について

降車時には、乗務員に乗車券と一緒に手帳を提示してください。

○ 広島県タクシー協会に加盟しているタクシー業者のタクシーに乗車した場合、料金は一割引きになります。

身体障害者・療育手帳をお持ちの方は、手帳を提示すれば、メーター表示額の料金が一割引になる場合があります。（精神障害者保健福祉手帳は除く）

また、この割引と福祉タクシー券の併用は可能です。

○ 紛失、又は盗難等に対し庄原市は一切その責任を負いません。

福祉タクシー券は一会計年度当り、一度しか発行できません。

紛失・破損された場合や、盗難にあった場合でも再交付はできませんのでご注意ください。

○裏面に記載されているタクシー業者以外のタクシーでは使用しないでください。

○福祉タクシー券の適正な利用に、ご協力お願いいたします。

不正に使用された場合、相当する金額を返還していただく場合があります。

高齢者外出支援券との併給はできません。